

2022年度 募集要領

# あかしSDGs推進助成金

**[募集期間] 2022年4月1日(金) ~ 6月30日(木)**

## 1 助成金の趣旨

この助成金は、あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)の策定を契機として、今後、より一層パートナーシップによるまちづくりを推進し、地域の課題解決や活性化を図るため、地域や市民団体、教育機関、事業者等におけるSDGsの積極的な取組を促進・支援することを目的に、本市においてSDGsを推進する事業を助成する制度です。

## 2 対象団体

助成を受けることができる団体は、以下のとおりです。

- (1) あかしSDGsパートナーズへ登録されている団体
- (2) あかしSDGsパートナーズに登録申請し、登録待ちの団体

※上記に加え、下記事項も満たす必要があります。







- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと。
- 明石市税の滞納がないこと。

## 3 対象事業

あかしSDGs推進計画に定める2030年のあるべき姿「SDGs未来安心都市・明石 ~ いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~」の実現に向けたSDGsに関する事業で、次の要件をすべて満たすものが対象となります。

- (1) 地域課題の解決につながる事業
- (2) 経済・社会・環境の3側面の統合的な取組、又は他の側面に相乗効果を生み出す事業で、SDGsの複数のゴール達成を目指すもの
- (3) 新規の事業、もしくは、既存の事業に新たな視点や工夫を加えたもの
- (4) 明石市内で実施される事業
- (5) 2022年4月1日から2023年3月31日の間で実施される事業であり、2022年8月31日時点で完了していないもの

例えば…

<p><b>豊かな海づくり</b></p> <p>海洋ごみの多くを占める使い捨てプラスチックの削減に向けて、市民の行動変容を促す効果的な取組</p> 	<p><b>ジェンダー平等や性の多様性の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施、社内啓発冊子の作成</li> <li>・SOGIEへ配慮したトイレや更衣室の設置等</li> </ul> 	<p><b>外来生物による農業被害の防止</b></p> <p>ICT等の先端技術を活用した、外来生物による被害削減のための解決策(追い払いや捕獲等含む)の実証実験</p> 
<p><b>食品ロスの削減</b></p> <p>食べ残しの堆肥化と市民農園等での活用</p> 	<p><b>子どもへの周知・啓発</b></p> <p>地域でSDGsを学べる機会の創出及び明石の自然に関する子ども向け冊子の作成・配布</p> 	<p><b>事業系ゴミ削減と商品開発</b></p> <p>生産過程で出る廃棄物を利用した商品開発等</p> 

## 4 対象外事業

- (1) 政治、宗教又は思想活動を目的とする事業
- (2) 本市又は本市の外郭団体\*から助成等を受けている、又は受ける予定のある事業  
※明石文化国際創生財団、明石観光協会、あかしこども財団、明石市社会福祉協議会、コミュニティ創造協会など
- (3) 事業の主要な部分を他に委託する事業（高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く）
- (4) その他助成を行うことが不適当と認められる事業

## 5 助成額等

- (1) 助成率：助成対象経費の10/10
- (2) 助成限度額：100万円（1団体1事業のみ）  
※助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数は切り捨て。
- (3) 交付事業数：17事業

## 6 助成対象経費

費目	内容	補足説明
謝金	外部講師・従事者への謝礼金	団体構成メンバーへの謝金は対象外
旅費	外部講師・従事者の旅費、団体構成メンバーの交通費	使用者、日付、行先、交通手段を明確にする
委託費	団体では実施が困難な事務（会場設営、デザイン）等の委託費	企画・運営など事業の中心部分の委託は不可
印刷費	コピー代、写真プリント代、ポスター・パンフレットの印刷代	
使用料	会場・施設の使用料、機材借上費、駐車場料金	会場・施設の冷暖房費も対象となる
消耗品費	事務用品、書籍購入費、材料費、その他消耗品全般に対する費用	[消耗品の例] 用紙、文房具、封筒、プリンターインク、アルコール消毒液 等
保険料	活動上必要となる保険の掛金	
通信費	郵送費、切手・はがき代	
その他	上記以外で、助成事業の実施に必要であると認められるもの(個別に審査)	

### ※対象外経費

- ・飲食費：弁当、飲み物、お菓子代、会食に係る経費等
- ・人件費：団体構成メンバーに対する人件費・謝礼等
- ・備品購入費：パソコン、タブレット端末、カメラ、机・椅子等の事務所用備品等
- ・施設運営管理費：光熱水費、事務所賃貸料、通信費等（インターネット料金、携帯電話使用料）

※その他、定めのない経費の支出については、個別に審査します。

※私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについては、助成対象外となります。

## 7 申請方法

申請を希望する団体は、指定する書類を提出してください。

- (1) 提出書類
  - ①あかしSDGs推進助成金交付申請書（様式第1号）
  - ②あかしSDGs推進助成金事業計画書（様式第2号）
  - ③あかしSDGs推進助成金収支予算計画書（様式第3号）
  - ④その他事業説明に関係する資料（任意） ※パワーポイントで作成した資料等
- (2) 提出締切 2022年6月30日（木）午後5時
- (3) 提出方法 メールにて提出
- (4) 提出先 sdgspartners@city.akashi.lg.jp
- (5) 連絡先 明石市役所 政策局企画・調整室  
[TEL] 078-918-5010 [FAX] 078-918-5101

## 8 助成事業の決定

助成事業の選定は、提出いただいた書類を基に、外部有識者による選考委員会にて審査・選考いたします。

- (1) 1次審査 書面による審査（7月中旬頃）
- (2) 2次審査 プロポーザルによる審査（8月中旬頃）  
※日時等は2次審査対象団体確定後、発表順の調整を行い、後日文書で通知します。
- (3) 結果通知 8月下旬までに、助成の可否及び助成額について、文書で通知します。
- (4) 審査基準

項目	審査の視点
①普遍性	<input type="checkbox"/> 地域の課題解決やまちの魅力向上に貢献できるか <input type="checkbox"/> 新しい視点に立った事業であり、助成終了後も事業の継続が期待できるか
②包摂性	<input type="checkbox"/> 「誰一人取り残さない」という視点・工夫があるか <input type="checkbox"/> ジェンダーや多様性等合理的配慮の視点から事業が実施されているか
③参画性	<input type="checkbox"/> 他団体や地域社会等のステークホルダーとの協働が期待できるか <input type="checkbox"/> 事業の対象者が主体的に事業に参加できるか
④統合性	<input type="checkbox"/> 経済・社会・環境の3側面の統合的解決を目指しているか <input type="checkbox"/> 複数のSDGsのゴール達成に寄与するか
⑤透明性	<input type="checkbox"/> 取組の内容を公表し共有できるか <input type="checkbox"/> 取組の成果を評価し公表できるか

## 9 助成金の交付

- ・助成金の交付は、交付決定後の概算払い(50%)と、実績報告提出後の精算払い(50%)の2段階方式とします。
- ・助成金の請求にかかる書類は郵送にて提出してください。  
[提出先] 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市政策局 企画・調整室宛
- ・助成金の請求に必要な書類は以下のとおりです。
  - ①交付決定後の概算払い時
    - ・あかしSDGs推進助成金概算払請求書(様式第6号)
    - ・債権者登録申請書(明石市に指定口座の登録がない場合のみ必要)
  - ②事業完了後の精算払い時 ※実績報告終了後に助成金額が確定した後で請求
    - ・あかしSDGs推進助成金請求書(様式第13号)
- ・事業終了後に残金が生じた場合、実績報告により速やかに精算残額を報告し、当該額を返還してください。

## 10 実績報告

助成事業が完了したときは、実績報告をしてください。

### (1) 提出書類

- ①あかしSDGs推進助成金事業実績報告書(様式第9号)
- ②あかしSDGs推進助成金事業実施報告書(様式第10号)
- ③あかしSDGs推進助成金収支決算書(様式第11号)
- ④事業内容が分かる資料(パンフレットや写真など)
- ⑤領収書

※実績報告に添付いただく領収書は原本とします。

※領収内容、日付、宛名が不明確な場合は、助成金対象外となります。

[例]「商品代計5,000円」のみ記載された領収書

領収者の押印・住所記載のない領収書

### (2) 提出締切 事業完了後 14日以内

### (3) 提出方法 郵送

### (4) 提出先 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市政策局 企画・調整室宛

## 11 その他

### (1) 助成事業の計画内容の変更等

助成事業として交付決定を受けた事業内容を変更(中止)しようとするときは、関係書類を添えて市の承認を得る必要があります。

[提出書類]

あかしSDGs推進助成金事業(変更・中止)申請書(様式第7号)

あかしSDGs推進助成金収支予算(変更)計画書(別紙①)

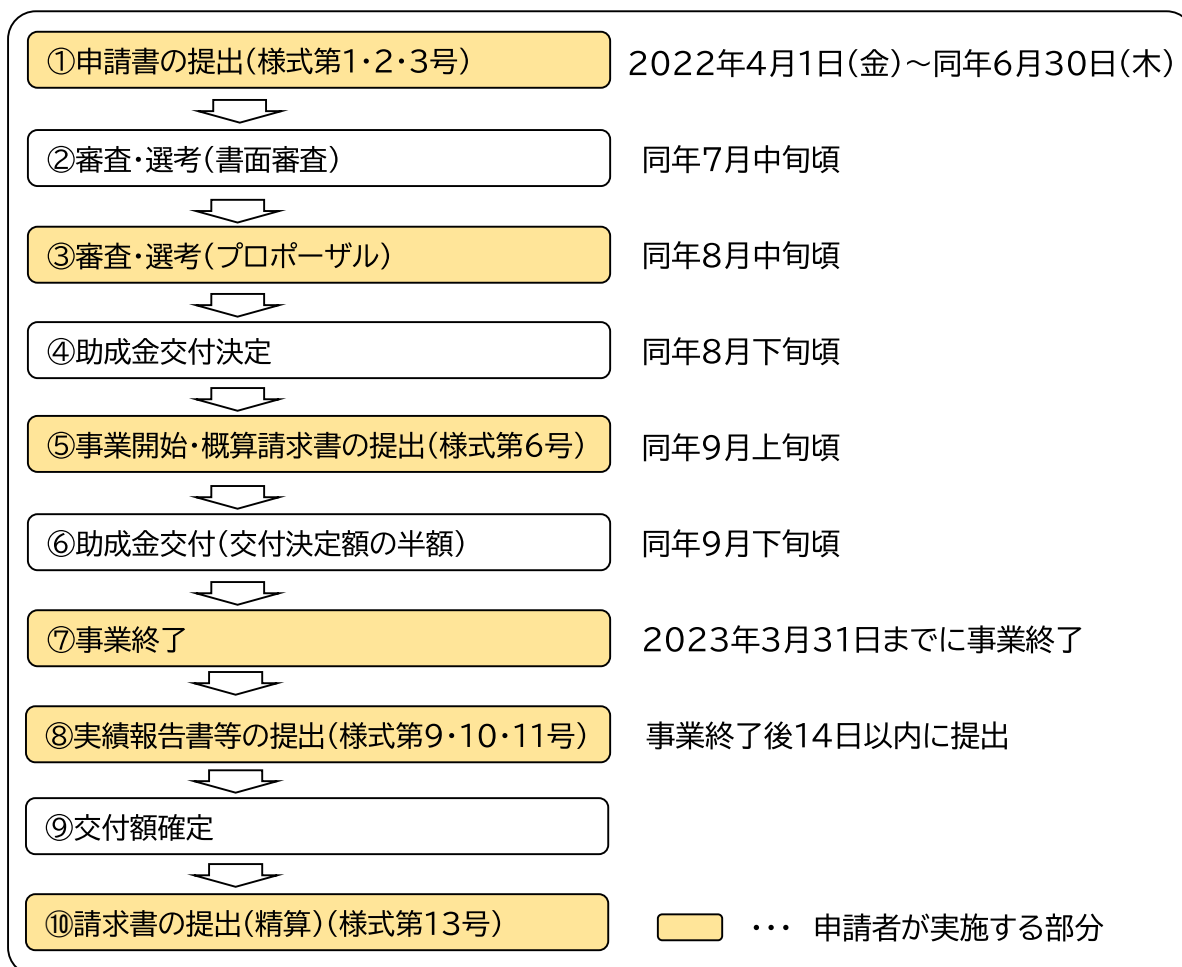
### (2) 交付の決定の取り消し

次のいずれかに該当した場合には、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。助成金決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。

- ① 助成事業団体が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- ② 助成事業団体がこの要領の規定又はこれに基づく市長の指示に違反したとき
- ③ 助成事業団体が助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- ④ 助成事業団体が助成事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき

- ⑤ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- ⑥ あかしSDGsパートナーズの登録に至らなかったとき
- ⑦ あかしSDGsパートナーズの登録要件に該当しなくなったとき
- ⑧ その他市長が適当でないと認めたとき

## 12 スケジュール(予定)



### お問い合わせ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市 政策局 企画・調整室(本庁3階)  
 TEL:078-918-5010 FAX:078-918-5101  
 E-mail:sdgspartners@city.akashi.lg.jp